

食品安全情報（化学物質） No. 14/ 2020 (2020. 07. 08)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部
(<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/index.html>)

<注目記事>

【FDA】 FDAはある種の食品の輸出認証にQRコードを加える

米国から輸出されるヒト用食品向けの二つのタイプの輸出認証（「外国政府への認証（Certificate to a Foreign Government）」と「輸出可能認証（Certificate of Exportability）」）に、2020年6月29日からQRコードを加えて認証の真正性を簡単に確認できるようにする。

【FDA】 FDAは動物用製品の輸出に役立つ新たなオンラインポータルを開始する

動物用の食品、医薬品、医療機器の製造業者向け電子輸出認証の申請、追跡及び受領に係わる新たなオンラインシステムを開始する。これまではメールでのやり取りだったが、オンラインシステムによってペーパーレス環境となり、時間短縮にもなる。

*ポイント： 米国食品医薬品局（FDA）が進めている食品安全政策の革新の一つが「デジタル化」で、手続きの簡便化と時間短縮、トレーサビリティ技術の向上、フードチェーン上で生じた問題の迅速な特定や対応などにつなげようとしています。COVID-19パンデミックやそれによるロックダウンによってその変革スピードが加速され、輸出入や施設監視の手続きが他よりも先にデジタル化されています。

【EPA】 EPAは飲料水中過塩素酸に最終対応を発表

米国環境保護庁（EPA）は、Safe Drinking Water Act (SDWA)のもとでの公共用水（飲用水）の過塩素酸の規制について最終対応をまとめた。入手可能な科学資料と、EPAや州、公共用水施設による過塩素酸の低減化のための積極的な取り組みを考慮すると、過塩素酸はSDWAが定める飲用水の汚染物質の規準に適合しない。そのため、2011年の規制決定を取り下げ、現時点では過塩素酸は国が規制する問題ではないとの最終決定を下した。

*ポイント： EPAは、2011年に飲料水中の過塩素酸の検出頻度や濃度が公衆衛生上の懸念を生じるレベルであると結論し、基準値の設定などを検討してきました。しかし今回の最終結論では、国としての規制は行わずに、汚染の低減化のための取り組みに関するガイダンスを提供して監視を継続していくという路線に決定しています。

【RIVM】 フードサプリメント中のカフェインのリスク評価

オランダで20才男性の重症なカフェイン中毒が発生したことを受けて、保健福祉スポーツ大臣がカフェインをEUのRegulation (EC) 1925/2006のAnnex IIIに含めて欧州レベルでフードサプリメント中の最大濃度を制限できるようにすることを支持した。そのような対策を欧州委員会に要求するために、根拠となるリスク評価をオランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）が実施した。

*ポイント： EUでは、生理的な機能強化を目的として食品に添加する物質はポジティブリスト制度で規制されていて、添加しても良いビタミン・ミネラル類（Annex I）とその原料物質（Annex II）が決められています。その他に、添加が禁止・制限・精査されているものが当該規則のAnnex IIIに定められており、現在はエフェドラとヨヒンベ樹皮・調製品が添加禁止、天然由来でないトランス脂肪が制限の対象とされています。

目次（各機関名のリンク先は本文中の当該記事です）

[【WHO】](#)

1. 国際がん研究機関（IARC）

[【FAO】](#)

1. 2020 SOFI 発表
2. Codex

[【EC】](#)

1. 査察報告書
2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム（RASFF）

[【EFSA】](#)

1. 食品と飼料の安全性、植物、動物の健康、栄養品質の新興リスクの推進力としての気候変動
2. 食品添加物関連
3. 新規食品関連
4. 遺伝子組換え関連
5. 農薬関連
6. 飼料添加物関連

[【FSA】](#)

1. FSA は表示法の変更を反映したアレルギーガイダンスの更新版を公表
2. COVID-19 消費者動向調査の第 1、2 報告
3. ビタミン D が急性呼吸器感染症の予防や治療するというエビデンスは十分でない
4. FSA ブログ開始

[【FSS】](#)

1. 食品事業者及び従業員向け COVID-19 ガイダンス
2. FSS は農場での鉛中毒の増加に気を付けるよう農家に要請する

[【DEFRA】](#)

1. Defra の食品廃棄イニシアチブが成果を出す
2. 食品中残留農薬：2019 年四半期モニタリング結果

[【COT】](#)

1. 2020 年 7 月 7 日の会議の議題

[【ASA】](#)

1. CBD—簡単な（大麻の）歴史と混乱しない方法

[【RIVM】](#)

1. 欧州北部の大気中放射性物質
2. パーフルオロ化合物関連の報告書
3. フードサプリメント中のカフェインのリスク評価
4. 六価クロム関連の報告書

[【FSAI】](#)

1. キャッスルメイン産のカキの警告

[【FDA】](#)

1. 食品安全についてより賢くなろう：パンデミックと教訓
2. コロナウイルス(COVID-19)更新
3. FDA はある種の食品の輸出認証に QR コードを加える
4. FDA は動物用製品の輸出に役立つ新たなオンラインポータルを開始する
5. FDA はホメオパシーと表示されている未承認注射薬の製造業者 4 社に警告
6. 警告文書

[【EPA】](#)

1. EPA は飲料水中過塩素酸に最終対応を発表

[【CDC】](#)

1. 男性機能増強サプリメントを飲み込んだ後の重症低血糖アウトブレイク—バージニア、2019年8-11月

【USDA】

1. APHIS：GE ジャガイモの規制解除拡大申請に意見募集
2. FAS：フランスの科学的報告書がグリホサート使用禁止は不耕起持続可能農業に害を与えることを発見

【FTC】

1. FTC はオンラインで「リスクのないお試し」との詐欺的宣伝に騙された消費者に総額870万ドル以上の返金小切手を送っている

【FSANZ】

1. 食品基準通知

【TGA】

1. 安全性警告

【MPI】

1. 貝のバイオトキシン警告—Hawke Bay

【香港政府ニュース】

1. ニュースレター
2. 包装済み冷凍ベラのフィレのサンプルに規制値超過の水銀が検出された
3. 缶入り魚繊維フライのサンプルに基準値超過の水銀が検出された
4. CFS は食用にできないあるいは有毒キノコの種類が混入する疑いのあるものは食べないよう市民に注意を呼び掛ける
5. 台湾政府より
6. 違反情報

【MFDS】

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果
2. 食品消費期限表示制導入の議論オープンフォーラム開催
3. 非公開 SNS 活用組織的虚偽、誇大広告業者の点検結果を発表
4. 子供嗜好食品フランチャイズ店でも栄養表示の拡大推進
5. 食薬処、子供の食生活文化の改善を支援
6. 家庭簡便食など多消費食品取扱店の点検結果
7. 「共に食品安全、健康な大韓民国」
8. 目玉形ゼリーなど 「販売してはいけません！」
9. 食薬処、輸入食品販売業者への非対面指導・点検
10. バジル、輸入者が自ら安全性を証明すれば輸入可能
11. 残留農薬基準を超える輸入山椒の回収措置

【SFA】

1. 二酸化硫黄の濃度超過のため冬瓜細切りの回収

【HSA】

1. HSA 警告

【FSSAI】

1. メディアコーナー

【その他】

- ・食品安全関係情報（食品安全委員会）から
- ・EurekAlert 4件

-
- 世界保健機関（WHO : World Health Organization） <http://www.who.int/en/>

1. 国際がん研究機関（IARC）

- IARC モノグラフ ある種の芳香族アミンと関連化合物の発がん性評価

IARC Monographs evaluation of the carcinogenicity of some aromatic amines and related compounds

26 June 2020

<https://www.iarc.fr/news-events/iarc-monographs-evaluation-of-the-carcinogenicity-of-some-aromatic-amines-and-related-compounds/>

2020年5月25～6月12日、IARC会合がCOVID-19パンデミックのためリモートで開催され、要約は *Lancet Oncol.* にオンライン発表された。9カ国から19名の科学者が参加。

* Q & A

IARC Monographs Volume 127: Some Aromatic Amines and Related Compounds
Questions & Answers

https://www.iarc.fr/wp-content/uploads/2020/06/QA_Monographs_Volume-127.pdf

- ・ アニリン、*ortho*アニシジン、*ortho*ニトロアニソール : Group 2A
- ・ アニリン塩酸、*ortho*アニシジン塩酸 : Group 2A
- ・ クペロン（Cupferron） : Group 2B

* インフォグラフィック

https://www.iarc.fr/wp-content/uploads/2020/06/Infographic_Monographs_Volume-127.jpg

各化合物について、構造式と使用、暴露集団を組み合わせて提示。

- 工業的に加工された食品由来のトランス脂肪酸が卵巣がん発症リスクが大きいことと関連するかもしれない

Trans fatty acids from industrial processed foods may be associated with greater risk of developing ovarian cancer

2 July 2020

<https://www.iarc.fr/news-events/dietary-and-circulating-fatty-acids-and-ovarian-cancer-risk-in-the-european-prospective-investigation-into-cancer-and-nutrition/>

IARC とその協力機関の研究者らが *Cancer Epidemiology, Biomarkers & Prevention* に発表した研究で、トランス脂肪酸の摂取量と血中濃度の多さが卵巣がん発症に関連するかもしれないことを示唆した。研究者らは卵巣がん 1,486 症例を含む EPIC コホートのデータを解析した。トランス脂肪酸と卵巣がんのリスク因子である肥満や炎症との関係をもとに、関連性について少なくとも一部は説明がつくとしている。

* プレスリリース

https://www.iarc.fr/wp-content/uploads/2020/06/pr286_E.pdf

* 論文

Dietary and circulating fatty acids and ovarian cancer risk in the European Prospective Investigation into Cancer and Nutrition

<https://cebp.aacrjournals.org/content/early/2020/06/24/1055-9965.EPI-19-1477>

* Q & A

QUESTIONS AND ANSWERS

https://www.iarc.fr/featured-news/trans_fatty_acids_ovarian_cancer/#questions_answers

● 国連食糧農業機関 (FAO : Food and Agriculture Organization of the United Nations)

<http://www.fao.org/>

1. 2020 SOFI 発表

LAUNCH OF 2020 SOFI

世界の食糧安全保障と栄養の状態発表：健康的食生活のためにフードシステムを転換する
Launch of the State of Food Security and Nutrition in the World: Transforming Food Systems for Healthy Diets

13.07.2020

<http://www.fao.org/webcast/home/en/item/5320/icode/>

今年の報告では特に健康的食生活のコストに着目する。また最近の世界経済の動向をもとに食料安全保障への COVID-19 の影響についての予備的評価も含む。2020 年 7 月 17 日にバーチャルで開催し、参加登録はウェブ上で受け付ける。

2. Codex

● CCEXEC79 バーチャル会合/ Codex 委員会最初のオンラインセッション確定

CCEXEC79 to meet virtually / First online session of a Codex committee confirmed
23/06/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1295247/>

事務局の Tom Heilandt 氏が、バーチャル会合の形式による初めての Codex 公式会合の開催を正式に発表した。執行委員会 (CCEXEC) メンバーは前向きな反応をしており、CCEXEC79 が 2020 年 7 月 13、14、17、20 日に開催される。

優先度の高い議題に集中するため、通常よりもはるかに短いアジェンダになる。中心となるのは規格策定作業で、採択と新規作業提案に関する文書の審査を行う予定である。こ

の CCEXEC79 の作業は、バーチャル形式の貴重な経験となるだけでなく、総会（CAC）のバーチャル会合の可能性を議論し決定する機会にもなる。

● スパイス部門は COVID 後の課題と復活に備える

Spices sector gears up for post-COVID challenges and revival

02/07/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1296374/>

ースパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）事務局（ホスト国：インド）よりー

生産から国際貿易までの世界的なスパイス部門ではパンデミックによる深刻な影響を受けている。この分野が直面している主な問題は、生産地域の途上国での深刻な影響による生鮮原料の不足、ロックダウンによる労働力の不足、貿易を支える重要な政府部門での人材不足による認可手続きの遅延、製品や原料の品質及び安全性検査のための第三者機関の利用の減少、ロックダウンによる販売施設の閉鎖や国境管理の強化による影響、そして経済的な混乱による影響であり、小規模なスパイス生産・加工業者が最も深刻な影響を受けている。

COVID 後の課題に備える

COVID が落ち着いた後は新たな運営ルールが導入され、それに適合していくためには次のような技術的なてこ入れと手続き上の変更が鍵となるだろう。

- COVID-19 によって食品安全の重要性が着目され、スパイスをはじめとする食品業界では HACCP や食品安全管理システムの厳格な導入に改めて関心が集まった。
- 世界各地のスパイス事業者は、より自動化された運営に向けて動き出した。
- 情報技術が世界的に取り入れられ、原料を生産する農場の運営で管理者と農場の従事者とが物理的に会わずとも定期的に連絡できるモバイルアプリが配備されつつある
- COVID-19 の中での食品事業運営のためのガイダンス文書が課題である
- 原料の品質検査のための迅速な検査ツールの企業による利用が増加している。
- 認可手続きについて、ペーパーレスやオンライン認可などが世界各地の政府によって活発に検討されている。

第 5 回 CCSCH

2020 年 9 月 21～26 に予定していた部会を 2021 年 4 月 26～30 日に延期する。ステップ 6 の 5 つの規格（サフラン、クローブ、バジル、ショウガ、オレガノ）とステップ 3 の 2 つの規格（トウガラシパプリカ、ナツメグ）に関する電子的作業部会は次回会合に向けて作業を継続する。

結論として、スパイス部門にとって、現在のパンデミックはスパイスの持続可能な生産、トレーサビリティシステム、そして卸売市場の近代化の必要性を明確にした。

● Codex トラストファンドが 8 つの新規プロジェクトへの出資を発表

Codex Trust Fund announces funding for eight new projects

03/07/2020

<http://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/news-and-events/news-details/en/c/1296591/>

5 地域の 8 つの申請者に出資。その国の Codex システムを強化し持続可能にするための取り組みを支援する。

●欧州委員会 (EC : Food Safety: from the Farm to the Fork)

http://ec.europa.eu/food/food/index_en.htm

1. 査察報告書

● 管理団体—インドで操業する認可 CB が適用するオーガニック生産基準と管理措置
Control Body 2020-7037—Organic production standards and control measures applied by a recognised CB operating in India

20/05/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4283

2020 年 1 月 28 日～2 月 6 日までインドの管理団体が適用したオーガニック生産基準と管理措置を評価するための査察。全ての管理者は年一回検査を受けており、追加検査とサンプリングのために十分な数が選ばれている。追加管理のための管理者の選択が不十分、検査中に綿密な検証がされていないといった弱点があるが、大した問題ではない。インドで運営されているこのシステムやウェブベースのトレーサビリティシステムは、管理団体がオーガニックに由来しない輸出製品を認定していないという合理的な保証を与えている。

● クロアチア—オーガニック生産と表示

Croatia 2019-6710—Organic production and labelling

20/05/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4284

2019 年 9 月 24 日～10 月 3 日までクロアチアで実施した、オーガニック生産とオーガニック製品の表示に関する管理を評価するための査察。クロアチアには登録されている全てのオーガニック管理者を含む適切な管理システムがある。管理は、管轄機関に正式に認可、承認、管理されている管理団体に委任されている。だが、州検査官の監視は弱点を検出できず、十分な件数のリスクに基づいた追加検査やサンプルがない。フォローアップや違反事業者への措置は満足のものではない。違反検出をすぐに通知するよう求められていない。管理者が活動停止になることはめったにない。これは管理システムの有効性を下げている。

- ドイツ—動物の飼料に昆虫の利用

Germany 2019-6646—Use of insects in animal feed

19/05/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4285

2019年11月11～15日にドイツで実施した、動物用飼料としての昆虫と昆虫由来製品の生産、販売、取引に関する要件が、関連事業者によって、動物の副産物(ABP)と飼料に関するEU規則に求められる通りに実行されていることを保証するための措置を評価するための査察。昆虫の養殖、取り扱い、加工を行う管理者と飼料用昆虫タンパク質の生産管理者の登録と認可を管理する既存のシステムは、管理者の規則遵守の効果的な検証を可能にしているが、関連する認証生産者には適用されていない。公的管理はリスクに基づき、設定された頻度に従って実行されている。微生物検査のサンプリングやTRACESの昆虫加工動物性タンパク質(PAP)の積荷の到着確認に欠点はあるものの、該当する要件は適切に実行されている。動物副産物(ABP/PAP)に関する問題への助言が含まれていないが、管轄機関はすでに対処するための活動計画を提示している。

- ボツワナ—EU輸出用生鮮牛肉

Botswana 2020-6936—Fresh bovine meat intended for export to the European Union

13/05/2020

https://ec.europa.eu/food/audits-analysis/audit_reports/details.cfm?rep_id=4282

2020年1月27～31日に欧州委員会の保健衛生・食の安全総局が実施した査察。EU輸出用生鮮牛肉生産の公的管理と認証システムが適切な保証を提供しているかどうかを評価した。管轄機関には動物の健康や食品安全に関して必要な全要素を含む適切な法的枠組みがある。施設の衛生基準や、生存中や検死の検査の管理は満足のいくもので、適切なトレーサビリティシステムがある。以前の査察報告書の助言への対処活動は十分実行された。2つの問題点が見つかった。

2. 食品及び飼料に関する緊急警告システム (RASFF)

Rapid Alert System for Food and Feed (RASFF) Portal - online searchable database

http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/rasff_portal_database_en.htm

RASFF Portal Database

<https://webgate.ec.europa.eu/rasff-window/portal/>

2020年第26週～第27週の主な通知内容（ポータルデータベースから抽出）

*基本的に数値の記載がある事例は基準値超過（例外あり）

*RASFFへ報告されている事例のうち残留農薬、食品添加物、食品容器、新規食品、カビ毒を含む天然汚染物質の基準違反等について抜粋

警報通知 (Alert Notifications)

オランダ産チョコレート¹の未承認物質テトラヒドロカンナビノール(THC) (969 µg/kg)及び未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD) (318 mg/kg)、イタリア産赤ワインのオクラトキシシン A (3.88 µg/kg)、スペイン産乾燥イチジクのアフラトキシシン(B1 = 32; Tot. = 90 µg/kg)、ドイツ産炭酸カフェイン入りコーラ味飲料入りボトルの破損と爆発のリスク、産出国不明スペイン経由プラスチックボウルからのメラミンの溶出(7.1 mg/kg)、産出国不明スペイン経由皿からのメラミンの溶出(3.49; 3.95; 2.5 mg/kg)、オーストリア産ベビー用シリアル²の多環芳香族炭化水素(2 µg/kg)、マレーシア産ドイツ経由ミニゼリーカップのカラギーナン(E407)未承認、インド産英国経由大豆ボールのアフラトキシシン(B1 = 6.9 µg/kg)及びオクラトキシシン A (60 µg/kg)、中国産サツマイモのクロロピリホス(0.13 mg/kg)・プロクロラズ(0.97 mg/kg)及び未承認物質カルベンダジム(1.6 mg/kg)、中国産メラミン皿からのメラミンの溶出(6.07 mg/kg)、トルコ産オランダ経由スイスで包装したクミンのピロリジジナルカロイド(29120 µg/kg)、など。

注意喚起情報 (information for attention)

2,4-ジニトロフェノール (DNP)のオンライン販売、米国産食品酵素の未承認遺伝子組換え微生物 DNA、モルドバ産グリーンウォルナットチンキの多環芳香族炭化水素(PAH4 の合計: 1.93 µg/kg)・トルエン(161 mg/l)及びキシレン(505 mg/l)、スペイン産スロベニア経由解凍キハダマグロフィレのヒスタミン(1333.9 mg/kg)、インド産冷凍キハダマグロのヒスタミン(387 mg/kg)、ドイツ産解凍マグロステーキの水銀(1.27 mg/kg)、アルゼンチン産冷凍マツイカのカドミウム(2.3 mg/kg)、フランス産生きたシリアツブリガイ(*Bolinus Brandaris*)のカドミウム(1.4 mg/kg)、ポーランド産フードサプリメントの未承認物質 1,3-ジメチルアミルアミン (DMAA)、イタリア産生きたシリアツブリガイのカドミウム(最大 1.8 mg/kg)、中国産乾燥ハスの実のアフラトキシシン(B1 = 12; Tot. = 14 µg/kg)、スウェーデン産緑茶抽出物の没食子酸エピガロカテキン(810 mg/日)、アラブ首長国連邦産ベジタブルギーのグリシジルエステル(3600 µg/kg)、ベトナム産ジャックフルーツチップスのカドミウム(0.062 mg/kg)、英国産ハーブティーの禁止成分エフェドラ、中国産穴あきスプーンからの一級芳香族アミンの溶出(0.045; 0.044 mg/kg)、など。

フォローアップ用情報 (information for follow-up)

ニュージーランド産食品酵素の未承認遺伝子組換え微生物 DNA、フランス産未承認遺伝子組換え α-アミラーゼ酵素、ドイツ産食品酵素の未承認遺伝子組換え微生物 DNA、ポーランド産食品酵素の未承認遺伝子組換え微生物 DNA、エクアドル産飼料用エビ粉末の亜硝酸ナトリウム(E250)高含有(96.9 mg/kg)及び未承認飼料添加物エトキシキン(E324) (0.42 mg/kg)、イタリア産トマトペーストのアルテルナリオール(32.6 µg/kg)及びテヌアズン酸(2713 µg/kg)、オランダ産飼料用 CBD オイルの未承認飼料添加物カンナビジオール(CBD)、ドイツ産チューインガムの未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、チェコ共和国産動物用 CBD オイルの未承認飼料添加物カンナビジオール(CBD)、オランダ産アルミニウムグ

リトルレーからのアルミニウムの溶出(85 mg/kg)、英国産様々な食品の未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、アイルランド産冷凍ノルウェーロブスター(*Nephrops norvegicus*)の亜硫酸塩高含有(250 mg/kg)、ドイツ産カロテノイド飼料プレミックスの未承認飼料添加物エトキシキン(E324) (4180 mg/kg)、スペイン産様々な食品の未承認新規食品成分カンナビジオール(CBD)、ドイツ産植物ステアリン酸食品グレード(E570)のダイオキシン(1.25; 1.39 ng/kg)、など。

通関拒否通知 (Border Rejections)

トルコ産ペッパーのブプロフェジン(0,120 mg/kg)・ピリダベン(0,079 mg/kg)及びホルメタネート(1,181 mg/kg)、中国産未承認遺伝子組換え(CryIAb-gene SYBR®Green 陽性)有機米麵、アルゼンチン産飼料用ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 40.6 µg/kg)、トルコ産ペッパーのフェナミホス(0.088 mg/kg)、ウクライナ産小麦粉のデオキシニバレノール(DON) (1063.39 µg/kg)、シリア産酢漬けのカブの未承認着色料ローダミン B、ブラジル産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 3 µg/kg)、パキスタン産バスマティ米のアフラトキシン(B1 = 5.6; Tot. = 5.6 µg/kg)、米国産殻剥きアーモンドのアフラトキシン(B1 = 32.6; Tot. = 35.9 µg/kg)、インド産チリパウダーのアフラトキシン(B1 = 9 µg/kg)、トルコ産ペッパーのアセタミプリド(0,842 mg/kg)、トルコ産角切り乾燥イチジクのアフラトキシン(Tot. = 13 µg/kg)、エジプト産ピーナッツのアフラトキシン(B1 = 6.8; Tot. = 8.2 / B1 = 7.4; Tot. = 8.4 µg/kg)、など。

その他、アフラトキシン等多数。

● 欧州食品安全機関 (EFSA : European Food Safety Authority)

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/efsa_locale-1178620753812_home.htm

1. 食品と飼料の安全性、植物、動物の健康、栄養品質の新興リスクの推進力としての気候変動

Climate change as a driver of emerging risks for food and feed safety, plant, animal health and nutritional quality

25 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1881>

気候変動は関連する新興リスクの推進力となる。広範な将来を見据えた研究や報告書で食料安全保障に関する気候変動の影響が調べられている一方、食品や飼料の安全性、植物と動物の健康、栄養品質の将来の課題は、通常詳細に調査されない。

気候変動と食品安全の新興リスク(CLEFSA)プロジェクトでは、以下の可能性を調査する。

- (a) 気候変動のシナリオを用いた複数の新興リスクの長期予想に、特定の原動力、気候変動を使う

- (b) 様々な情報源から広範なシグナルを集めるためにクラウドソーシングやテキストマイニングの使用
- (c) 国際機関の専門家の知見ネットワークの使用
- (d) 膨大でしばしば不完全な情報から関連する問題を特定するために専門家の知見を用いる参加型プロセスを通して、シグナルの特性を明らかにするため多基準決定分析ツールをデザインする
- (e) 不確実性に対応し入手可能な情報の分析のための方法論や指標の開発

気候変動とその食品安全への影響、考慮すべきハザードの数と多様性、含まれる大きな不確実性と様々な分野間の相互関連から、複雑な科学研究を必要とする。気候変動の影響は学際的な性質（ヒト—植物—動物の健康と環境科学）によって特徴づけられ、特定の新興リスクの認識を超える。CLEFSA は、気候変動がひき起こす、欧州の食品安全に影響を与える可能性のある非常に多くの問題を特定している。気候変動は、一部の食中毒の発生と強度、また植物と動物の健康に有害な侵略的外来種の定着を誘発、強化、修飾する可能性がある。有毒な可能性のある海洋及び淡水の藻類や細菌の大発生、発生頻度、強度、毒性に影響し、植物と動物の健康に有害な様々な寄生虫、菌類、細菌、媒介生物、侵入生物種の優勢や存続に影響がある。気候変動は新しいハザードの（再）発現を促進し、既知のハザードに対する暴露や感受性を高め、食品や飼料の微量栄養素や主要栄養素の量を変える可能性がある。この課題の本質により、このリストは必然的に不完全なもので、将来間違いなく予期せぬ驚きが私達を待っている。

2. 食品添加物関連

全ての集団グループ向けの食品に使用する食品添加物として、生後 16 週間未満の幼児用食品の食品添加物としてのパルミチン酸アスコルビル(E 304i)の再評価とその再評価のフォローアップに関する意見

Opinion on the re - evaluation of ascorbyl palmitate (E 304i) as a food additive in foods for infants below 16 weeks of age and the follow - up of its re - evaluation as a food additive for uses in foods for all population groups

EFSA Journal 2020;18(6):6153 30 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6153>

パルミチン酸アスコルビル(E 304i)は以前の食品添加物及び食品に添加する栄養点に関する EFSA のパネル(ANS)によって 2015 年に再評価された。この評価に対するフォローアップとして食品添加物及び香料に関するパネル(FAF)は、食品分類 13.1.1 (乳児用粉ミルク)及び 13.1.5.1 (特別医療目的用乳児用食品及び乳児用特別粉ミルク)に属し、EC 規則 No 1333/2008 セクション B パート 5 付属文書Ⅲに従って引き継がれた、生後 16 週間未満の幼児用食品の食品添加物として使用するパルミチン酸アスコルビル(E 304i)の安全性を評価するよう求められた。さらに FAF パネルは、一般用食品に使用される際の食品添加物の再評価中にすでに特定されている問題に対処するよう求められた。リスク評価を完成するた

めに関与する事業者に必要な情報を提供できるように、このプロセスにはデータ要請の公表が含まれている。関与する事業者が提出したデータとパネルの検討に基づいて、パルミチン酸アスコルビル(E 304i)の既存の EU 規格の改訂が推奨されている。*in vitro* データに基づいて、FAF パネルは、パルミチン酸アスコルビルは全身に入る前にアスコルビン酸とパルミチン酸に完全に加水分解すると考えられる。パネルは、FC 13.1.1 に属する乳児用粉ミルクの、または FC 13.1.5.1 に属する特別医療目的用食品の、食品添加物としてのパルミチン酸アスコルビルの MPLs で、両方の代謝物質の摂取は健康上の懸念を生じないと結論した。

3. 新規食品関連

新規食品としての植物ステロールエステル類の使用拡大の安全性

Safety of the extension of use of plant sterol esters as a novel food pursuant to Regulation (EU) 2015/2283

EFSA Journal 2020;18(6):6135 30 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6135>

欧州委員会の要請を受けて、EFSA の栄養、新規食品及び食品アレルギーに関するパネル(NDA)は、EU 規則 2015/2283 に従って、調理や焼く目的で植物性ファットスプレッドや液体植物性脂肪ベースの乳液に加える際の新規食品「植物ステロールエステル類」の使用拡大の安全性に関する意見を出すよう求められた。加盟国は植物ステロール酸化産物(POP)や非対象集団グループによる摂取に関する懸念を表した。広範な調理実験で特定された植物ステロールの酸化率の中央値(0.5%)及び P90 (2.28%)値と、植物性ファットスプレッドや液体を加え調理することによる植物ステロールの暴露推定量とを共に用いた。亜慢性ラット試験の無毒性量(NOAEL)にデフォルトの不確実係数 200 (種差 10、個人差 10、慢性毒性試験の欠如 2) を適用してヒトに安全だと考えられる量を導出した (すなわち 0.64 mg POP/kg 体重/日)。潜在的な暴露を評価するために P90 酸化率と EFSA の包括的食品摂取量データベースを考慮すると、この安全暴露量は全ての年齢集団の P95 で超えるだろう。酸化率の中央値を考慮すると、安全量 0.64 mg POP/kg 体重/日は 9 歳未満の子供の上位 P95 摂取推定量で超えるだろう。最大認可使用量 3 g 植物ステロール/人/日の摂取量と酸化率 0.5%と 2.28%を考慮すると、体重 70 kg の成人では一日の POP 摂取量/kg 体重はそれぞれ 0.21 及び 0.98 mg/kg 体重/日となり、後者の値は 0.64 mg/kg 体重/日を超える。パネルは提案された使用条件での植物ステロールエステル類に意図した使用拡大の安全性は確立されていないと結論した。

4. 遺伝子組換え関連

食品と飼料に使用する遺伝子組換えトウモロコシ MZIR098 の評価

Assessment of genetically modified maize MZIR098 for food and feed uses, under Regulation (EC) No 1829/2003 (application EFSA - GMO - DE - 2017 - 142)

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6171>

トウモロコシ MZIR098 は、グルホシネート-アンモニウムを含む除草剤や特定の鞘翅目の害虫への耐性を与えるために開発された。分子特性データやバイオインフォマティクス分析は食品/飼料の安全性評価を必要とする問題を確実しない。農学/表現型に確認された違いや、トウモロコシ MZIR098 とその従来型の比較種の間で検査された組成の特性はどれも、栄養や安全性の懸念が生じない穀物の中性デタージェント繊維(NDF)を除き、さらなる評価を必要としない。GMO パネルはトウモロコシ MZIR098 で発現する eCry3.1Ab、mCry3A、PAT タンパク質の毒性とアレルギー性に関する安全上の懸念を確認せず、この遺伝子組換えがトウモロコシ MZIR098 の全体的なアレルギー性を変えるという根拠を確認していない。この申請に関連して、トウモロコシ MZIR098 由来食品及び飼料の組成はヒトと動物の栄養上の懸念を示さない。GMO パネルはトウモロコシ MZIR098 が従来型の比較種と試験された非 GM 参照種と同様に安全で、食品/飼料の市販後モニタリングは必要ないと結論した。生存能力のあるトウモロコシ MZIR098 の粒子が偶然環境中に放出された場合、トウモロコシ MZIR098 は環境の安全上の懸念を生じない。市販後環境モニタリング計画と報告間隔はトウモロコシ MZIR098 の用途に従う。GMO パネルは、この申請で述べられているトウモロコシ MZIR098 はヒトと動物の健康と環境への潜在的な影響に関して従来型の比較種や検査した非 GM 参照種と同様に安全だと結論した。

5. 農薬関連

● 24 - エピブラシノリドの農薬リスク評価ピアレビュー

Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance 24 - epibrassinolide
EFSA Journal 2020;18(6):6132 23 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6132>

情報不足が確認された。懸念は確認されなかった。

● 確証データを踏まえたラムダーシハロトリンの農薬リスク評価に関する加盟国、申請者、EFSA の協議結果

Outcome of the consultation with Member States, the applicant and EFSA on the pesticide risk assessment for lambda - cyhalothrin in light of confirmatory data
26 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/supporting/pub/en-1883>

スウェーデンが結果をまとめ、EFSA の科学的見解と個別に受け取ったコメントの結論を提示した。

6. 飼料添加物関連

● 子豚用、他の育ち盛りの豚用、鶏肥育用、他の家禽肥育用、観賞鳥用 TechnoSpore®

(Bacillus coagulans DSM 32016 株)の安全性と有効性

Safety and efficacy of TechnoSpore® (*Bacillus coagulans* DSM 32016) for piglets, other growing Suidae, chickens for fattening, other poultry for fattening and ornamental birds

EFSA Journal 2020;18(6):6158 25 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6158>

- 子牛飼育用飼料添加物としての Actisaf® Sc 47 (*Saccharomyces cerevisiae* CNCM I - 4407)の認可更新申請の評価

Assessment of the application for renewal of the authorisation of Actisaf® Sc 47 (*Saccharomyces cerevisiae* CNCM I - 4407) as a feed additive for calves for rearing

EFSA Journal 2020;18(6):6167 26 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6167>

- 鶏肥育用、産卵鶏及びマイナー家禽種用飼料添加物としての Axtra® XAP 104 TPT (エンド - 1,4 - キシラーゼ、プロテアーゼ及び α - アミラーゼ)の安全性と有効性

Safety and efficacy of Axtra® XAP 104 TPT (endo - 1,4 - xylanase, protease and alpha - amylase) as a feed additive for chickens for fattening, laying hens and minor poultry species

EFSA Journal 2020;18(6):6165 29 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6165>

- 全ての動物種用サイレージ添加物としての *Lactobacillus buchneri* DSM 29026 株の安全性と有効性

Safety and efficacy of *Lactobacillus buchneri* DSM 29026 as a silage additive for all animal species

EFSA Journal 2020;18(6):6159 29 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6159>

- 豚、家禽、牛、羊、ヤギ、ウサギ、馬用飼料添加物としてのバーミキュライトの安全性と有効性

Safety and efficacy of vermiculite as a feed additive for pigs, poultry, bovines, sheep, goats, rabbits and horses

EFSA Journal 2020;18(6):6160 30 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6160>

- 全ての動物種用飼料添加物としてのソルビタンモノステアレートの環境への安全性

Safety for the environment of sorbitan monolaurate as a feed additive for all animal species

EFSA Journal 2020;18(6):6162 30 June 2020

<https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/6162>

●英国 食品基準庁（FSA : Food Standards Agency） <http://www.food.gov.uk/>

1. FSA は表示法の変更を反映したアレルギーガイダンスの更新版を公表

FSA publishes updated allergen guidance to reflect changes to labelling laws

18 June 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/fsa-publishes-updated-allergen-guidance-to-reflect-changes-to-labelling-laws>

FSA は本日、2021 年 10 月から発効する食物アレルギー表示の法改正にともない、直接販売用の包装済み（Prepacked for Direct Sale: PPDS）食品のアレルギー表示に関する技術的ガイダンスの更新版を発表した。

* Food allergen labelling and information: Technical guidance

<https://www.food.gov.uk/document/food-allergen-labelling-and-information-technical-guidance>

* Allergen information for ‘prepacked for direct sale’ food

<https://www.food.gov.uk/business-guidance/allergen-information-for-prepacked-for-direct-sale-food#prepacked-for-direct-sale-ppds-food>

- PPDS 食品には次のことを明確に表示しなければならない：食品名、全成分リスト、強調表示（太字、イタリック、色を変える）によるアレルギー成分
- PPDS 食品とは：法的な定義はないが、販売と同じ店舗で包装される食品のこと。例えば、調理と同じ店舗で包装して販売するミートパイやサンドイッチなどがある。

*参考：食品安全情報（化学物質）No. 14/ 2019（2019. 07. 10）

【DEFRA】Gove は「ナターシャ法」を導入

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2019/foodinfo201914c.pdf>

2. COVID-19 消費者動向調査の第 1、2 報告

Covid-19 Consumer Tracker waves one and two report published

24 June 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/covid-19-consumer-tracker-waves-one-and-two-report-published>

FSA は、イングランド、ウェールズ、北アイルランドにおける COVID-19 に関連した消

費者の動向について、オンライン調査（市場調査会社 Ipsos MORI が実施）を行った。第 1 回は 2020 年 4 月に成人 2,039 名を対象に、第 2 回は翌 5 月に成人 2,040 名を対象にした。次回調査は 6～7 月の間に実施予定。

<主な知見>

- 食品購入をより地元で行う傾向がある（以前よりも、多い 35%、少ない 11%）。
- 食品を捨てる頻度が減少（以前よりも、多い 35%、少ない 8%）。
- お金が十分でないという理由で食事を抜いたり一食の量を減らした人は、4 月が 18%、5 月が 16%で横ばいで、年齢、心身の状態、子供の有無が影響していた。普段は使わない食品供給者を利用した人は、4 月が 8%、5 月が 7%で横ばい。このデータは、食品が入手できない、あるいは不安定なことへの懸念や経験が消費者の食品安全への態度に影響することを理解するのに役立つ。
- 賞味期限切れの食品を食べる人の割合は食品の種類に応じて異なり、スモークサーモンの 17%からサラダパック 36%まで。

<その他の知見>

- ロックダウン前に比べると全体的にテイクアウトする人が少ない。理由は、金銭面、家で調理することが多くなった、利用しにくくなった、食品安全や衛生への懸念が挙げられる。
- フェイスブック上の業者（4 月 7%、5 月 8%）や食品シェアアプリ（4 月 8%、5 月 9%）からの購入は横ばいで、購入者は若い人たちでより多い傾向がある。

3. ビタミン D が急性呼吸器感染症の予防や治療するというエビデンスは十分でない Insufficient evidence for vitamin D preventing or treating acute respiratory tract infections

29 Jun 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/insufficient-evidence-for-vitamin-d-preventing-or-treating-acute-respiratory-tract-infections>

栄養に関する科学委員会（SACN）と英国国立医療技術評価機構（NICE）は本日、ビタミン D 補給による急性呼吸器感染症(ARTIs)のリスク減少や COVID-19 の予防や治療に関する調査の迅速なレビューを発表した。

SACN 迅速レビューではビタミン D と ARTIs の関係を調査し、英国の一般集団においてビタミン D 補給が ARTIs を予防することを支持する根拠はなかったと報告している。一方 NICE 迅速レビューでは、ビタミン D は骨と筋肉を健康に保つことには重要だが、その補給が COVID-19 に特化してリスクを低減するという根拠はないと報告する。

*SACN

Rapid review: Vitamin D and acute respiratory tract infections June 2020

<https://app.box.com/s/g0ldpth1upfd7fw763ew3aqa3c0pyvky>

*NICE

COVID-19 rapid evidence summary: vitamin D for COVID-19

Evidence summary [ES28]Published date: 29 June 2020

<https://www.nice.org.uk/advice/es28/chapter/Key-messages>

4. FSA ブログ開始

Food Standards Agency blog launches

29 June 2020

<https://www.food.gov.uk/news-alerts/news/food-standards-agency-blog-launches>

何を考え、どのように実行し、何を学んでいるかを伝える。

* Blog

Food Standards Agency

<https://food.blog.gov.uk/>

- ・主任科学者最終報告書
- ・私達の働き方
- ・あなたの食事を守っている人々

●FS スコットランド (FSS : Food Standards Scotland)

<http://www.foodstandards.gov.scot/>

1. 食品事業者及び従業員向け COVID-19 ガイダンス

Food Standards Scotland training tool helps local authorities and industry cater to consumers with food allergies

23 Jun 2020

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/food-standards-scotland-training-tool-helps-local-authorities-and-industry-cater-to-consumers-with-food-allergies>

FSS は製造業やケータリングにおける食物アレルギーについての意識向上のため、新たなオンライントレーニングツールを作成した。次の 6 項目からなる。

- アレルギーを含む食品を販売する場合の規制要件
- アレルギーの人がアレルギーに暴露した場合の身体反応
- 製造やケータリングの環境でアレルギーが関係しそうな工程
- 食品表示ガイドライン
- 食品組成
- 消費者向けアレルギー情報の提供

2. FSS は農場での鉛中毒の増加に気を付けるよう農家に要請する

Food Standards Scotland urges farmers to watch out for lead poisoning following increase in on-farm incidents

29 Jun 2020

<https://www.foodstandards.gov.scot/news-and-alerts/food-standards-scotland-urges-farmers-to-watch-out-for-lead-poisoning-following-increase-in-on-farm-incidents>

FSS はスコットランド食品犯罪・事件対策ユニット (SFICIU) がこの 3 か月で昨年一年間の鉛の量の記録をすでに上回ったことを発表したため、農場由来の鉛のリスクを強調する。汚染は動物に影響を与えるだけでなく、その肉や内臓、乳において汚染物質が規制値を超えると販売ができなくなる。汚染リスクを最小限にするために、農場や家畜小屋に汚染源となるものがないか定期的に確認すること。鉛中毒は主にウシとヒツジに影響を与えるため、特にリスクの高い若いウシに注意を払うように。

● 英国環境・食料・農村地域省 (DEFRA : Department for Environment, Food and Rural Affairs) <http://www.defra.gov.uk/>

1. Defra の食品廃棄イニシアチブが成果を出す

Defra food waste initiatives bear fruit

26 June 2020

<https://www.gov.uk/government/news/defra-food-waste-initiatives-bear-fruit>

毎年 19 万トンもの食べられる食品が小売店や製造業者から廃棄されている。Defra はこの問題に対処するため大胆な活動を行っており、より多くの余剰食品を必要とする人々へ届けるための多くのイニシアチブを行っている。昨年は、国中の団体が Defra の数百万の資金を使って、余剰食品を再配布し廃棄を減らした。

2. 食品中残留農薬 : 2019 年四半期モニタリング結果

Pesticide residues in food: quarterly monitoring results for 2019

<https://www.gov.uk/government/publications/pesticide-residues-in-food-quarterly-monitoring-results-for-2019>

● 15 April 2020 第 3 四半期

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/879216/prif-monitoring-2019-quarter3.pdf

2019 年 6~9 月に採集した 24 品目の 984 検体、372 の農薬について検査した。その結果 65 検体が最大残留基準 (MRLs) を超過した。その多くは塩素酸塩だった。

今回の検査で特に注目したのはオメトエート及びジメトエートの残留である。EFSA はこれらの農薬について毒性データが十分でないため毒性学的参照値を設定していない。EU で

はオメトエートは認可されておらず、ジメトエートも認可を更新しないことが勧告されておりその製品は市場から撤収されている。インド産クラスタマメのオメトエート検出 (0.02 mg/kg) がデフォルト値 (注：一律基準) の MRL 0.01 mg/kg を超過した。オメトエートの遺伝毒性に関するいくつかの根拠があること、また現時点では許容リスクについての情報が不十分であることを考慮して、この濃度では健康影響はありそうにないが残留は望ましくないと結論した。さらに、ヨルダン産オクラのオメトエート (0.4 mg/kg) 及びジメトエート (0.5 mg/kg) がデフォルト MRL 0.01 mg/kg を超過し、完全リスク評価の結果、これらの暴露による健康への影響はありそうにないと結論した。これら二品目の残留は国境管理の対象となり RASFF 通知の対象になった。

- 18 June 2020 第4四半期

https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/897080/prif-monitoring-2019-quarter4.pdf

2019年10～12月に採集した29品目の963検体、372の農薬について検査した。その結果82検体がMRLsを超過した。その多くは塩素酸塩であった。RASFF通知の対象となったのは、インド産フジマメ (Hyacinth Beans) のオメトエート 0.06 mg/kg 及びピリダリル 0.1 mg/kg、インド産クラスタマメ (Guar Beans) のモノクロトホス 1.1 mg/kg の MRL (いずれも 0.01 mg/kg) 超過の検出であった。ただし、完全リスク評価の結果よりこれらの濃度による健康への影響はありそうにないと考えられた。EUではモノクロトホスの使用認可が2003年に取り下げられている。

- 英国毒性委員会 (COT : Committee on Toxicity of Chemicals in Food, Consumer Products and the Environment)

<http://www.advisorybodies.doh.gov.uk/cot/index.htm>

1. 2020年7月7日の会議の議題

COT Meeting: 7th July 2020

25 June 2020

<https://old.food.gov.uk/science/ouradvisors/advisorycommitteepest/cot-meeting-7th-july-2020>

- 英国で挽いて消費された小麦への偶発的大豆汚染のアレルゲンリスク評価

<https://old.food.gov.uk/sites/default/files/tox202031soyainflourriskassessmentannex.pdf>

用語

- 誘発用量 (Eliciting dose : ED) : アレルギーのある集団にアレルギー反応を誘発すると予想される用量 (mg)。ED₀₁は1%, ED₀₅は5%でアレルギーのある人への経口食

品負荷試験で導出される

- 参照用量 (Reference dose) : ED₀₁ や ED₀₅ などが選択される
- 参照量 : 通常食べる場合に食べる食品の最大量
- アクションレベル : 多くのアレルギーの人にとって問題とならずに食べることのできる食品に存在するタンパク質濃度 (mg/kg)

FSA が 2014 年に行ったリスク評価では、確率論的アプローチを使った文献を根拠に、参照量の 1 食分 30 g の大豆タンパク質 7.1mg に相当するアクションレベルを 236 mg/kg とした。しかしその後、最終製品の決定論的アレルギーリスク評価に集団誘発用量(ED_p)を使うことが広く受け入れられるようになった。広く使われてきたのは ED₀₅ の 1.0 mg であった。そのとき ED₀₁ を導出する十分なデータが無かった。その後 ED についての更新データが入手できるようになり、大豆タンパク質について ED₀₁ は 0.5 mg、ED₀₅ は 10 mg と予想される。FSA は、最終製品に含まれる量によるリスクの有無の判定には ED₀₁ を適切だと考える。

● 6ヶ月から5才の子供の植物ベースの飲料摂取に関する包括的議論

<https://old.food.gov.uk/sites/default/files/tox202033overarchingdiscussionpaper.pdf>

乳幼児に植物ベースの飲料を与えることについての問い合わせが増加していることから、COT に大豆、アーモンド、オート麦の飲料により可能性のある有害影響について検討している。豆乳は植物エストロゲン、アーモンドミルクは栄養の少なさとアフラトキシン (AF) などのカビ毒とシアン産生性配糖体、オート麦飲料はオクラトキシン (OTA) 等のカビ毒等問題があり、それぞれ個別に検討されている。最近、完全菜食主義協会等が菜食乳幼児の摂取量情報を提供しているため検討する。

● カビ毒の複合暴露によるリスク

<https://old.food.gov.uk/sites/default/files/tox202034aggregateexposureofmycotoxins.pdf>

気候変動がカビ毒の発生に影響を与えると考えられている。そのため、カビ毒/発生植物及び地域といった新しい因子を、カビ毒の複合暴露のリスクを評価する際に検討する。このスコーピングペーパーは、カビ毒の複合暴露の推定方法とそれによるヒトの健康への影響に関する概要を提供する。

● EFSA のニッケルについての意見案

<https://old.food.gov.uk/sites/default/files/tox202035nickelefsaopinion.pdf>

EFSA (2020) の新しい TDI (13 μg/kg 体重) を用いると、英国の各年齢集団で MOE は 0.12~1.2 で、小さい子供は 1 より小さく、ニッケルに感作されている人にとって健康上の懸念となる。

● 英国広告基準庁 (UK ASA: Advertising Standards Authority)

<http://www.asa.org.uk/>

1. CBD—簡単な（大麻の）歴史と混乱しない方法

CBD – A potted history and how not to hash up

CAP News 26 Jun 2020

<https://www.asa.org.uk/news/cbd-a-potted-history-and-how-not-to-hash-up.html>

カンナビジオール(CBD)含有製品への消費者意識は最近高まっており、これらの製品の宣伝が増えている。CBD 製品は経口製剤として販売されるのが最も一般的である。CBD 含有製品は分類するのが難しい場合がある。だが、CBD 製品が関連するすべての規則や法令に従っていることを保証するのは販売会社の責任である。

分類と強調表示 (claims) に関する上位のヒントを挙げる

1) 違法な物質

CBD 製品には大麻の主な精神活性化合物である THC を微量含むものがある。そのため CBD 含有製品の販売会社は内務省のファクトシートを考慮して製品を市場に出す前に専門的な法的助言を求めた方が良い。

2) 医薬品

英国医薬品医療製品規制庁(MHRA)は英国の医薬品規制機関である。薬効があると提示されている CBD 含有製品は医薬品として分類される可能性があり、市販前に認可が必要である。販売会社は CBD 含有製品に役立つ付属書(付属書 10)を含む「MHRA ガイダンスノート 8」(注：どういふものを医薬品と判断するかを説明したもので、宣伝の扱いについても記している。)を読む必要がある。十分に検討したうえで販売会社はその製品の状態についてまだわからないことがあれば、MHRA はさらなる助言を提供できる可能性がある。

MHRA のライセンスのない販売会社は CBD 含有製品の宣伝に薬効を主張してはならない。

3) 新規食品

医薬品以外の製品は EU 規則では新規食品として分類される可能性がある。新規食品は販売前に正式な認可を必要とする。

これに関する詳細なガイダンスを探している販売会社は英国食品基準局(FSA)のカンナビジオール(CBD)のガイダンスを考慮する必要がある、その製品の法的立場に確信がなければ、FSA に連絡する必要がある。

4) 食品

製品が上記の分類のいずれにも該当しなければ、「食品/ フードサプリメント」と考えられる。食品はそれ自身が EU 規則の対象で、CAP コードのセクション 15 (注：非放送広告及び直接・促進販売に関する規約の中に、食品、フードサプリメント、健康又は栄養強調表示に関連することが説明されている) に該当する。

EU 規則のリストに掲載されている認可を受けた特定の健康強調表示だけが、その製品が使用条件を満たしている場合のみ、食品の宣伝に使用できる。全体としての製品というよりも成分に関して強調表示がなされる必要がある、言い回しの柔軟性は許されるもののそ

それは消費者の理解を深めるための変更でなければならず、言い換えた強調表示は同じ意味を持たなければならず、認可された強調表示を誇張してはならない。広く漠然とした一般的な健康強調表示は、関連する特定の認可された健康強調表示を伴う必要がある。

だが要件はそこで終わることはなく、その製品が「食品/ フードサプリメント」であれば、販売会社はセクション 15 や健康強調表示と食品に関する私達の助言文書を習熟しなければならない。この点に関する詳細は、CBD 製品に関する助言オンライン文書を参照のこと。

あなたの製品が間違いなくフードサプリメントである、あるいは MHRA の医薬品認可があるなら、私達のコピー助言チームは CAP コードに関連した非放送広告に関するオーダーメイド型の助言を提供することも可能である。

* CBD 製品に関する助言

Cannabidiol (CBD) containing products

<https://www.asa.org.uk/advice-online/cannabidiol-cbd-containing-products.html>

● オランダ RIVM (国立公衆衛生環境研究所 : National Institute for Public Health and the Environment)

<http://www.rivm.nl/en/>

1. 欧州北部の大気中放射性物質

Radioactive substances in the air over Northern Europe

06/28/2020

<https://www.rivm.nl/en/news/radioactive-substances-in-the-air-over-Northern-Europe>

2020 年 6 月前半、微量の人工放射性物質が欧州北部のいくつかの計測所で観察された。スウェーデン、ノルウェー、フィンランドの放射線防護機関がこのことをウェブで報告している。RIVM は入手可能なデータからこの発生源を推測した。

ノルウェーではヨウ素 131 が、スウェーデンとフィンランドではセシウム 134、セシウム 137、コバルト 60、ルテニウム 103 が検出されている。量は非常に少なく、環境や健康への影響はない。オランダでは人工放射性物質は検出されていない。RIVM は放射能の測定を継続的に行っている。

検出された放射性物質は人工であり、この組み合わせからは原子炉の燃料に異常があったことで説明可能である。発生源の計算からは東南方向から観測地点に到着したことを示す。距離は不明であり可能性のある地域は広大で特定地域はわからない

2. パーフフルオロアルキル化合物関連の報告書

● オランダ土壌のパーフルオロアルキル化合物 (PFAS) のバックグラウンド値

Background values of perfluoroalkyl substances (PFAS) in Dutch soil

01-07-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/achtergrondwaarden-perfluoralkylstoffen-pfas-in-nederlandse-landbodem>

(本文オランダ語)

パーフルオロアルキル化合物 (PFAS) は環境中に天然には存在しない。よく知られている PFAS は PFOS、PFOA 及び GenX である。PFAS は多くの製品への使用や、また工場からの排出や事故も関係しており、その結果として環境中、つまり土壌や地下水、地表水に存在することになる。

2019 年に入手可能な測定値をもとに暫定バックグラウンド値を決めたが、その後新たに全国 100 ヶ所以上で測定して新しいバックグラウンド値を設定した。新しい値は 2019 年の暫定値より大きい。今回の新しい測定では農業用地だけでなく市街地も含めた。

● 土壌と浚渫土からの PFAS の浸出の違い

Difference in leaching of PFAS from soil and dredging spoil

01-07-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/verschil-in-uitloging-van-pfas-uit-grond-en-bagger>

(本文オランダ語)

乾燥した土地、浚渫土、河川氾濫原由来土壌からの PFAS 化合物の放出は同程度であった。

3. フードサプリメント中のカフェインのリスク評価

Risk assessment of caffeine in food supplements

02-07-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/risk-assessment-of-caffeine-in-food-supplements>

(本文英語)

カフェインを含むフードサプリメントがしばしばパフォーマンス向上や減量用に宣伝されているが、高用量のカフェイン摂取は有害影響がある。オランダで 20 才の男性が重症カフェイン中毒になったことについて議会で質問があったことを受けて、保健福祉スポーツ大臣がカフェインを EU の Regulation (EC) 1925/2006 の Annex III に入れて欧州レベルでフードサプリメント中の最大濃度を制限できるようにすることを支持した。この Annex III には食品への使用が禁止 (パート A)、制限 (パート B) あるいは精査中 (パート C) の「その他物質」のリストが含まれる。加盟国や委員会は物質を Annex III に入れるための手続きを開始できる。加盟国は欧州委員会に「通常のバランスのとれた多様な食生活で摂取する量を大きく超える量を摂取すると消費者にとってリスクとなる可能性」及び/又は「一般成人集団の摂取でリスクとなる可能性あるいは特性の集団にとってリスクとなる可能性が同定されている」ことを示す評価とともに要求できる。そのため RIVM がリスク評価を要請されて実施した。

オランダのウェブ販売で入手できたフードサプリメント (n=40) のカフェイン量は 1 回分が 16~500 mg、1 日分だと 16~1000 mg であり、25%の製品 (n=14) は一回分/一日分の用量が明確に示されていない。

評価結果としては、カフェインはフードサプリメントから摂取する量は普通の食生活で摂取する量を大きく超える可能性があり、その結果、成人と青少年の両方で参照摂取量を大きく超え、有害影響は排除できず、Annex III に入れるための条件を満たしている。

* Regulation (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council of 20 December 2006 on the addition of vitamins and minerals and of certain other substances to foods

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX%3A32006R1925>

機能強化のために食品に添加してよい物質はポジティブリスト制度で規制されており、Annex I (添加してよいビタミン・ミネラル類)、Annex II (添加してよいビタミン・ミネラルの原料)、Annex III (添加が禁止・制限・精査されている、ビタミンとミネラル以外の物質リスト) に分類されている。

4. 六価クロム関連の報告書

- 労働環境での六価クロムの使用リスト

Inventory of use of hexavalent chromium at the workplace

02-07-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/inventarisatie-van-toepassingen-van-chroom-6-op-werkplek>

(本文オランダ語)

ここ数年、六価クロムへの暴露とそれによる健康影響に多くの注目が集まっている。六価クロムは、金属やプラスチックの表面処理、航空産業等での特別な使用など、さまざまな材料や製品に使用される。

- 六価クロムは REACH のもとで芸術用塗料には認められる

Chromium-6 allowed in artist paints under REACH

02-07-2020

<https://www.rivm.nl/publicaties/chroom-6-in-kunstschilderverf-onder-reach>

(本文オランダ語)

何世紀にもわたって絵の具の色素に各種クロム化合物が使われてきた。芸術用塗料は REACH の例外であり絵の具の六価クロムは禁止されていない。しかし実際には使われていないようだ。

RIVM は一般人が六価クロム色素を使うことを制限するための選択肢を提供する。一つは全ての六価クロム化合物の認可リストを作って管理すること、もう一つは「例外」状態を止めることである。

●アイルランド食品安全局（FSAI : Food Safety Authority of Ireland）

<http://www.fsai.ie/index.asp>

1. キャッスルメイン産のカキの警告

Oyster Warning for Castlemaine Production Area

Monday, 29 June 2020

https://www.fsai.ie/news_centre/oyster_warning_29062020.html

FSAI はアイルランド南西部のキャッスルメイン地域で、貝の捕獲あるいは消費をしないよう市民に公衆衛生警告を出した。この地域で採取された貝サンプルの検査で、麻痺性貝毒のレベルが高かった。

*HABs 貝類モニタリング計画

HABs Shellfish Monitoring Programme

<https://webapps.marine.ie/HABs/>

●米国食品医薬品局（FDA : Food and Drug Administration） <http://www.fda.gov/>,

1. 食品安全についてより賢くなろう：パンデミックと教訓

Getting Smarter about Food Safety: The Pandemic and Lessons Learned

06/23/2020

<https://www.fda.gov/consumers/consumer-updates/getting-smarter-about-food-safety-pandemic-and-lessons-learned>

COVID-19 パンデミックを通じて、FDA の専門家らは、よりデジタル化した透明性のあるより安全な食品システムをつくるという我々の業務の方向づけに役立つ価値ある教訓を得ている。今後数週間のうちに「よりスマートな食品安全の新時代（New Era of Smarter Food Safety）」の青写真を公表予定である。パンデミックの間に、この青写真がこれまで以上に重要になることが明確になった。

サプライチェーン全体で製品を追跡する：デジタル化

ブロックチェーンなどの新規のデジタル技術が食品の追跡をより簡単にする。トレーサビリティは、食品由来疾患の発生源の迅速な特定や異物混入した食品の排除につながるだけでなく、今回のパンデミック中に起きたようなサプライチェーンの混乱への対応にも役立つ。

食品のオンライン注文へのより良い保護

よりスマートな食品安全の新時代による重点的な取り組みの一つが、温度管理・交差汚染・その他の食品安全の課題の検討に役立てる、ということである。この目標の重要性が、COVID-19 のために消費者によるオンライン注文がこれまで以上に増加する中で、より明確になった。

皆でともに取り組もう (We're All in This Together) : 食品安全文化の確立

パンデミックの前は、「食品安全文化」は農場や食品施設の従業員が食品安全をどのように考え対策するかを示すものだった。しかしパンデミックによって、それ以上の意味を持つようになった。それは、従業員の安全を互いに確保することと、家庭調理での食品安全への取り組みについて教育することも食品安全文化には含まれる、ということである。

* New Era of Smarter Food Safety

<https://www.fda.gov/food/new-era-smarter-food-safety>

2. コロナウイルス(COVID-19)更新

● COVID-19 に関する食品輸出制限についての USDA と FDA の合同声明

Coronavirus (COVID-19) Update: Joint Statement from USDA and FDA on Food Export Restrictions Pertaining to COVID-19

June 24, 2020

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/coronavirus-covid-19-update-joint-statement-usda-and-fda-food-export-restrictions-pertaining-covid>

本日、USDA 長官 Sonny Perdue 氏と FDA 長官 Stephen M. Hahn 氏が COVID-19 に関する食品輸出制限について次のような合同声明を発表した。

「米国は、この課題が山積する中で、生産者・製造加工業者・規制機関が食品安全を優先すべく各々に必要な予防策を講じていることを知りたいと願う、ここ米国内や世界の消費者らの懸念を理解している。しかしながら、一部の国による COVID-19 の感染に関連した食品の世界的な輸出制限の取り組みは、感染について分かっている科学と矛盾している。人々が食品やその包装を介して COVID-19 に罹患する可能性を示す根拠はない。FDA と USDA が監視している米国の食品安全システムは、輸出向けの製品も含めて、我々の食品の安全性を確保する上で世界的なリーダーである。」

● FDA は消費者にメタノールを含む危険なアルコールベースのハンドサニタイザーに注意するよう呼びかける

Coronavirus (COVID-19) Update: FDA Takes Action to Warn, Protect Consumers from Dangerous Alcohol-Based Hand Sanitizers Containing Methanol

July 02, 2020

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/coronavirus-covid-19-update-fda-takes-action-warn-protect-consumers-dangerous-alcohol-based-hand>

FDA は消費者と医療専門家にメタノールを含むハンドサニタイザーに注意するよう呼びかける。エタノールを含むと表示されているのに、調べるとメタノール汚染のあるハンドサニタイザー製品が増加している。また州当局がメタノール汚染のあるハンドサニタイザー製品を大人や子どもが飲み込んで有害反応を起こした事例を報告している

*リコール製品リスト

<https://www.fda.gov/drugs/drug-safety-and-availability/fda-updates-hand-sanitizers-metanol>

3. FDA はある種の食品の輸出認証に QR コードを加える

FDA Adds QR Code to Certain Export Certificates for Food

June 22, 2020

<https://www.fda.gov/food/cfsan-constituent-updates/fda-adds-qr-code-certain-export-certificates-food>

米国から輸出されるヒト用食品向けの二つのタイプの輸出認証（「外国政府への認証（Certificate to a Foreign Government）」と「輸出可能認証（Certificate of Exportability）」）に、2020年6月29日からQRコードを加えて認証の真正性を簡単に確認できるようにする。さらに輸出認証の書式も改訂する。

* Examples of CFSAN-Issued Food Export Certificates

<https://www.fda.gov/food/food-export-certificates/examples-cfsan-issued-food-export-certificates>

4. FDA は動物用製品の輸出に役立つ新たなオンラインポータルを開始する

FDA Launches New Online Portal to Assist Industry with Exporting Animal Products

June 22, 2020

<https://www.fda.gov/animal-veterinary/cvm-updates/fda-launches-new-online-portal-assist-industry-exporting-animal-products>

FDA は動物用の食品、医薬品、医療機器の製造業者向け電子輸出認証の申請、追跡及び受領に係わる新たなオンラインシステムを開始する。これまでは紙状書類をメールを介した手続きであったが、この初となるオンラインシステムによってペーパーレス環境となり、時間短縮にもなる。

5. FDA はホメオパシーと表示されている未承認注射薬の製造業者 4 社に警告

FDA Warns Four Manufacturers of Unapproved Injectable Drugs Labeled as Homeopathic

June 16, 2020

<https://www.fda.gov/news-events/press-announcements/fda-warns-four-manufacturers-unapproved-injectable-drugs-labeled-homeopathic>

患者の健康に重大なリスクとなりうる違法なもので注射薬には特に懸念している。さらに問題なのは有毒成分を含むと表示されていることである。現在ホメオパシーと表示されて販売されている医薬品で FDA が認可したものはなく、FDA はそれらが現代の安全性と有効性と品質の基準を満たすことを保証できない。ホメオパシー製品は様々な原料（物質）が使用され、天然、安全、処方/非処方薬の有用な代替品と称してしばしば販売されている。今回対象の企業が販売している医薬品の多くには、ホミカ、ベラドンナ、水銀、鉛などの有毒な可能性のある成分が含まれると表示されている。これらを直接血中に注射することは重大な害をもたらす可能性がある。

* Drug Products Labeled as Homeopathic Guidance for FDA Staff and Industry
Draft Revised Draft (OCTOBER 2019)

<https://www.fda.gov/regulatory-information/search-fda-guidance-documents/drug-products-labeled-homeopathic-guidance-fda-staff-and-industry>

意見募集中。本ガイダンスは、FDA のリスクに基づいた執行アプローチのもとでのホメオパシー製品の 카테고리について説明する。

6. 警告文書

1) 詐欺的コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) 製品

下記の全てにおいて、コロナウイルス疾患 2019 (COVID-19) に関連する未承認及び不正表示製品の問題に基づき警告文書が發送されている。

- North Isle Wellness Center

June 19, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/north-isle-wellness-center-607947-06192020>

メチレンブルー製品を含む。

- Center for Wellness and Integrative Medicine

June 30, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/center-wellness-and-integrative-medicine-608693-06302020>

「COVID サプリメント保護パック」としてチモシンアルファとメチレンブルーカプセルを販売。免疫応答の改善を謳っている。

- SuperHealthGuard and Loyal Great International Ltd.

June 26, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/superhealthguard-and-loyal-great-international-ltd-608633-06262020>

香港の企業宛て。オンラインで米国の顧客に誤解を招く宣伝で、未承認新規医薬品に該当する中国伝統薬 (LianhuQingwen カプセル (連花清瘟膠囊)) を販売。

2) その他

- BHP Holdings Inc.dba BioPure Healing Products

June 17, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/bhp-holdings-inc-dba-biopure-healing-products-597687-06172020>

ダイエタリーサプリメントの CGMP 製造、不正表示の問題。

- Raw Juicery,Inc.

June 11, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/raw-juicery-inc-598594-06112020>

飲料 HACCP、食品 CGMP の問題。

- Diamond Rock Food Imports Inc.

June 08, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/diamond-rock-food-imports-inc-607128-06082020>

外国供給業者検証プログラム (FSVP) 違反の問題。

- H & C Food Inc.

June 22, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/h-c-food-inc-607742-06222020>

FSVP 違反の問題。

- Only Natural, Inc. dba Bio Nutrition, Inc.

June 18, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/only-natural-inc-dba-bio-nutrition-inc-605076-06182020>

未承認新規医薬品、不正表示の問題。

- El Abuelito Cheese, Inc.

June 04, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/el-abuelito-cheese-inc-605472-06042020>

CGMP 食品製造、包装または保管に関する衛生管理、不良品の問題。

- Global Commodities Corp.

June 03, 2020

<https://www.fda.gov/inspections-compliance-enforcement-and-criminal-investigations/warning-letters/global-commodities-corp-607103-06032020>

FSVP 違反の問題。

-
- 米国環境保護庁（EPA : Environmental Protection Agency）<http://www.epa.gov/>

1. EPA は飲料水中過塩素酸に最終対応を発表

EPA Issues Final Action for Perchlorate in Drinking Water

06/18/2020

<https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-final-action-perchlorate-drinking-water>

EPA は本日、Safe Drinking Water Act (SDWA)のもとでの公共用水（飲用水）の過塩素酸の規制について最終対応をまとめた。入手可能な科学資料と、EPA や州、公共用水施設による過塩素酸の低減化のための積極的な取り組みを考慮すると、過塩素酸は SDWA が定める飲用水の汚染物質の規準に適合しない。そのため、2011 年の規制決定を取り下げ、現時点では過塩素酸は国が規制する問題ではないと最終的に決定した。

また、科学諮問委員会の勧告に基づき新たな健康影響解析も実施した。その結果と新しい汚染実態データをもとに EPA は、過塩素酸が飲用水中に検出される頻度は高くなく、国の規制を通じて健康リスクの低減化を図るほどの公衆衛生上の懸念レベルではないという最終決定を下した。

EPA は引き続き安全な飲料水を提供するために州とともに取り組んでいく。さらに、州や公共用水施設による過塩素酸の濃度を下げる取り組みを支援するため、EPA は飲用水中の過塩素酸に関するファクトシートと、汚染の低減化のための段階的取り組みに関するガイダンスを提供する。

* Fact Sheets: Perchlorate in Drinking Water

<https://www.epa.gov/sdwa/fact-sheets-perchlorate-drinking-water>

* Perchlorate in Drinking Water

<https://www.epa.gov/sdwa/perchlorate-drinking-water>

2011 年の EPA 決定は、過塩素酸は SDWA の汚染物質として規制する規準に適合するとともに、ヒトの健康に有害影響があり、その頻度や濃度が公衆衛生上の懸念を生じるレベルである、というものであった。そのため、飲料水中の過塩素酸について規制し、基準値の設定を行うことを検討していた。

-
- 米国疾病予防管理センター（US CDC : Centers for Disease Control and Prevention）<http://www.cdc.gov/>

1. 男性機能増強サプリメントを飲み込んだ後の重症低血糖アウトブレイク—バージニア、2019 年 8-11 月

Outbreak of Severe Hypoglycemia After Ingestion of a Male Enhancement Supplement
— Virginia, August–November 2019

MMWR / June 19, 2020 / 69(24);740–743

https://www.cdc.gov/mmwr/volumes/69/wr/mm6924a3.htm?s_cid=mm6924a3_w

バージニア州のコンビニエンスストアで販売されていた「V8」というダイエットサプリメントの使用後に極端な低血糖になる患者が複数報告された。症例定義にあう患者は17人であった。分析の結果、製品からは糖尿病の治療に使われるスルホニル尿素経口血糖降下薬グリブライドが1錠あたり90～100 mg 検出された。この用量は糖尿病治療に使用される場合の5～10倍である。その他、全ての製品からシルデナフィルが1錠あたり55～156 mg 検出された。錠剤の形状は青色でシルデナフィルに類似している。症例の記述と製品の写真あり。

● 米国農務省 (USDA : Department of Agriculture)

<http://www.usda.gov/wps/portal/usdahome>

1. APHIS : GE ジャガイモの規制解除拡大申請に意見募集

Availability of Deregulation Extension Request for GE Potato

Jun 24, 2020

https://www.aphis.usda.gov/aphis/newsroom/stakeholder-info/sa_by_date/sa-2020/sa-06/ge-potatoes

Simplon社から葉枯れ病耐性、還元糖削減、アクリルアミドと傷みによる黒点が減るよう
に遺伝子組換えされたジャガイモ Snowden Z6 (Z6 ポテト) についての規制解除の拡大申請
があった。既にこれらの性質を持つ同社の Innate W8 Russet Burbank ジャガイモ (W8 ポ
テト) が規制解除されている。レビューの結果、Z6 ポテトには、W8 ポテト以上の害虫リス
クはありそうにないと結論した。寄せられた意見を精査し、新たな科学的情報がない場合
には Z6 ポテトの規制解除拡大を公表する予定である。意見募集は 2020 年 7 月 27 日まで。

2. FAS : フランスの科学的報告書がグリホサート使用禁止は不耕起持続可能農業に害を
与えることを発見

French Scientific Report finds banning Glyphosate use harms no-till sustainable
agriculture

June 22, 2020

<https://apps.fas.usda.gov/newgainapi/api/Report/DownloadReportByFileName?fileName=French%20Scientific%20Report%20finds%20banning%20Glyphosate%20use%20harms%20no-till%20sustainable%20agriculture%20Paris%20France%2006-17-2020>

フランス政府の農業研究所(INRAE)が、グリホサート禁止はフランスの農家の不耕起及び保全農業の生産コストをあげる可能性があるとして報告した。慣行栽培の耕す土地では生産コストは上がるだろうが影響はそれほど大きくない

INRAE の報告書では、グリホサートの化学的な代替品はないと述べている。他に 2 つの認可された除草剤としてジカンバと 2,4 D ホルモンがあるが、環境やヒトへの影響はグリホサートよりも好ましくない。ある雑草については効果も低いとしている。INRAE ではフランスの代表的な農耕地の約 90%にあたる 17,000 以上の地点を調査し、そのうち最低 80% においてグリホサートを使用していた。

フランスは 2022 年までにグリホサートを禁止する予定だが、農家はそれが農業に与える負の影響を強調したこの報告などにより、政府の再検討や延期を望んでいる。

* INRAE 報告書 : Alternatives au glyphosate en grandes cultures (フランス語)

https://www.inrae.fr/sites/default/files/pdf/rapport_gly_2020_Final.pdf

● 米国連邦取引委員会 (FTC : Federal Trade Commission)

<http://www.ftc.gov/index.shtml>

1. FTC はオンラインで「リスクのないお試し」との詐欺的宣伝に騙された消費者に総額 870 万ドル以上の返金小切手を送っている

FTC Sending Refund Checks Totaling More Than \$8.7 Million to Consumers Defrauded by Deceptively Marketed Online “Risk-Free Trial” Offers

June 22, 2020

<https://www.ftc.gov/news-events/press-releases/2020/06/ftc-sending-refund-checks-totaling-more-87-million-consumers>

オンラインでの「リスクフリー」お試みに署名したところ実際には全額を課金され知らずに高価な継続購入プランに参加させられていた 187,425 人の消費者に返金小切手を郵送中である。Triangle Media Corporation はこの手法でスキんクリームや電子タバコ、ダイエットサプリメント等各種商品を宣伝販売していた。

● オーストラリア・ニュージーランド食品基準局

(FSANZ : Food Standards Australia New Zealand)

<http://www.foodstandards.gov.au/>

1. 食品基準通知

Notification Circular 128-20

30 June 2020

<https://www.foodstandards.gov.au/code/changes/circulars/Pages/Notificationcirc128-20.aspx>

認可とフォーラム通知

- ・アルコールの妊娠警告表示－レビュー

● オーストラリア TGA (TGA : Therapeutic Goods Administration)

<http://www.tga.health.gov.au/index.htm>

1. 安全性警告

偽の Alprazolam 2mg and Kalma 2 錠剤

Counterfeit Alprazolam 2mg and Kalma 2 tablets

29 June 2020

<https://www.tga.gov.au/alert/counterfeit-alprazolam-2mg-and-kalma-2-tablets>

製品は表示されない成分エチゾラム、シプロヘプタジン、プロメタジン、フルプロマゼパム、アマンタジン、MMTMP を含む。製品写真あり。

● ニュージーランド一次産業省 (MPI : Ministry of Primary Industry)

<http://www.mpi.govt.nz/>

1. 貝のバイオトキシン警告－Hawke Bay

Shellfish biotoxin alert – Hawke Bay

02 Jul 2020

<https://www.mpi.govt.nz/news-and-resources/media-releases/shellfish-biotoxin-alert-hawke-bay/>

MPI は Hawke Bay で貝の捕獲や消費をしないよう市民に公衆衛生警告を出した。この地域で採取された貝サンプルの定期検査で、麻痺性貝毒のレベルが MPI 設定の安全基準値 0.8 mg/kg を上回った。

* 対象地域

<https://www.mpi.govt.nz/travel-and-recreation/fishing/shellfish-biotoxin-alerts/#map>

● 香港政府ニュース

<http://www.news.gov.hk/en/index.shtml>

Centre for Food Safety of Food and Environmental Hygiene Department, The Government of the Hong Kong Special Administrative Region の承諾を得て掲載しています。

1. ニュースレター

Food Safety Focus

June 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/files/FSF167_2020_06_17.pdf

<掲載項目>

- ー加熱不十分な牛肉バーガーやステーキによる食中毒について
- ースナック類の糖の多さのワナにはまらないように
- ーリンゴジュース中の基準値越えの高濃度のパツリン
- ーCOVID-19 中のビュッフエスタイルにおける特別な衛生上の注意

スナック類の糖の多さのワナにはまらないように

Avoid High Sugar Traps in Snacks

Last revision date: 17 Jun 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/multimedia/multimedia_pub/multimedia_pub_fsf_167_02.html

「エネルギーバー」や「スナックバー」として販売されている調理済食品は健康的な選択肢だと考える人もいるが、実は糖度が高い (>15 g 糖類/100 g)。「糖のワナ」にはまらないように、このような製品の賢い選び方や健康的な食生活の維持方法を探る。

市販されている様々な製品の糖度は大きく異なる

- ✓ 糖度の高い Bar 1: バー1本 (40 g) を食べると砂糖の推奨一日摂取量のほぼ半分 (43%) に達する。
- ✓ 糖度の低い Bar 2: バー1本 (45 g) を食べると砂糖の推奨一日摂取量の約 12% に達する。

エネルギーバー: 健康か誇大広告か?

調理済製品は素早く便利で人気がある。多くのポケットサイズのバーは、穀物、ナッツ、乾燥フルーツ、タンパク質及び植物タンパク質を含み、「栄養バー」「エネルギーバー」「タンパク質バー」「ミネラル代替バー」「朝食シリアルバー」「ダイエットバー」など様々な名前で販売されている。エネルギーバーはヘルシーで栄養価のある食事の代替品、あるいは運動後のエネルギー補充といった印象を与えている。

他の食品同様、エネルギーバーはタンパク質、炭水化物、脂質等のマクロ栄養素や、ビタミン類、ミネラル類、必須脂肪酸などの微量栄養素から成る。オート麦や米などに含まれる澱粉や食物繊維などの複合炭水化物（すなわち多糖類）や、スクロース、グルコース、フルクトースなど単炭水化物（すなわち単糖類や二糖類）を含むことがある。砂糖やポリデキストロース、ソルビトールなどの甘味料、マルトデキストリンなどの食品添加物は、食感や甘さのレベルを改善するためにバーに添加される。アスリートの血糖値を適度なレベルに保つのに役立つと主張する一方で、キャンディーバーやパンで生じるのと大差ないくらい血糖値を急上昇させ、その後急速に減少させるエネルギーバーもある。

バーの事実を消化する：栄養表示を読もう

糖類はエネルギーを提供する単炭水化物（単糖類と二糖類）である（糖類 1 g は 4 Kcal を提供する）。遊離糖類を多く含む食品からの過剰なカロリーは、不健康な体重増加や肥満の一因となったり、糖尿病や他の非伝染性疾患のリスクを高めたりする。遊離糖類は、製造業者、料理人、消費者が食品に添加する全ての単糖類及び二糖類のことで、ハチミツ、シロップ、フルーツジュースに天然に存在する糖類も加わる。

包装正面の大きな宣伝文句に消費者が混乱する可能性があるが、一日に推奨される遊離糖類摂取量を超えないように努力するために、成分表を読み製品を比較することを勧める。個人のニーズや活動量に合わせ、また体重管理のために、製品を選択する際に栄養表示を読むと糖含有量とカロリーをよりよく理解できる。

運動後には、炭水化物、タンパク質、水を補充する必要がある。リンゴやバナナなどの持ち運びできる果物はちょうどよく、素早くエネルギーを提供する健康的な選択肢である。間食を選択する際には、カロリー密度の高いエネルギーバーはふさわしい選択肢ではないことを心にとめ、新鮮な果物やトマトなどの健康的な選択肢を検討した方がよい。

2. 包装済み冷凍ベラのフィレのサンプルに規制値超過の水銀が検出された

Sample of prepackaged frozen green wrasse fillet detected with mercury exceeding legal limit

Tuesday, June 30, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20200630_8010.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、ニュージーランド産輸入包装冷凍ベラのサンプルに重金属汚染の水銀が規制値（0.5 ppm）を超えて 1.69 ppm 検出したと発表した。輸入業者はリコールを開始している。

3. 缶入り魚繊維フライのサンプルに基準値超過の水銀が検出された

Canned fried fish fibre sample detected with mercury exceeding legal limit

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20200703_8016.html

食品安全センター及び食物環境衛生署は、台湾産魚繊維フライのサンプルに重金属汚染の水銀 0.81 ppm を検出したと発表した。

4. CFS は食用にできないあるいは有毒キノコの種類が混入する疑いのあるものは食べないよう市民に注意を呼び掛ける

CFS urges public to stop consuming boletes suspected to contain mixture of species including inedible or poisonous mushrooms

Thursday, July 2, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/press/20200702_8011.htm

食品安全センター（CFS）は食中毒の原因となった疑いのある中国産包装済みヤマドリタケ（ポルチーニ）を追跡した。中毒残品のヤマドリタケを菌類学者が確認したところ、食用にできない有毒種のキノコが混入した懸念がある。CFS は、関係する製品の輸入・流通・小売業者をフォローアップしている。

消費者には次の点について注意喚起する。

- 知らない種類のキノコが混入している疑いのある製品は購入しないこと
- 非衛生的で傷んでいるキノコは購入しないこと
- 食べる前に洗い、よく加熱すること
- もし中毒の疑いがある場合には直ちに治療を受けること

5. 台湾政府より

インドネシアから台湾に輸入された「QTELAQTELA 樹薯脆片-巴拉多風味(QTELA BALADO)」と「QTELAQTELA 樹薯脆片-原味(QTELA ORIGINAL)」に、台湾の基準に違反する汚染物質の青酸グリコシド、シアン化水素、シアン化水素酸が検出された報告
The authority of Taiwan – Report of a batch of 「QTELAQTELA 樹薯脆片-巴拉多風味(QTELA BALADO)」 and a batch of 「QTELAQTELA 樹薯脆片-原味(QTELA ORIGINAL)」 imported from Indonesia to Taiwan was found to contain a contaminant, Cyanogenic glycosides (氰甙) / Hydrogen cyanide (氰化氫) / Hydrocyanic acid (氢氰酸), at a level which is not complying with the Taiwan standard.

2 July 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/rc/subject/files/20200702_1.pdf

シアン酸が基準値 10 mg/kg のところ「巴拉多風味」から 76 mg/kg、「原味」からは 66 mg 検出された。

6. 違反情報

● オーガニック玄米スパゲッティのサンプルから基準値超過のカドミウムが検出された
Organic brown rice spaghetti sample detected with cadmium exceeding legal limit

Wednesday, June 24, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200624_8004.html

台湾産オーガニック玄米スパゲッティからカドミウムが最大基準値 0.1 ppm のところ、

0.15 ppm 検出された。

- 乾燥イチジクが栄養表示規則に違反

Prepacked Dried figs not in compliance with nutrition label rules

Wednesday, June 24, 2020

https://www.cfs.gov.hk/english/unsat_samples/20200624_8005.html

韓国産イチジクが、糖分 19.6 g /100 g という表示のところ、検出されたのは 43.6 g /100 g であった。

- 韓国食品医薬品安全処 (MFDS : Ministry of Food and Drug Safety)

<http://www.mfds.go.kr/index.do>

1. 日本産輸入食品の放射能検査の結果

輸入検査管理課

- 2020.6.12～2020.6.18

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43142

- 2020.6.5～2020.6.11

https://www.mfds.go.kr/brd/m_100/view.do?seq=43141

2. 食品消費期限表示制導入の議論オープンフォーラム開催

疎通協力課/食品表示広告制作 TF 2020-06-24

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44339

食品医薬品安全処は、24 日、消費者団体・学界・業界とともに「消費者中心の食品消費期限表示制導入方案」をテーマに「第 2 回食・医薬安全オープンフォーラム 2020」をポストタワーで開催する。

今回のフォーラムは、COVID-19 のため現地参加人員を先着順 50 人以内に制限し、食薬処ユーチューブなどを通じて生中継する予定である。テーマは、これまで消費者が賞味期限を廃棄する時点と誤認識して、正常の製品であるのに消費されず捨てられる問題が起こってきたが、これの解消策として消費期限導入の必要性に多様な意見を集めようと選ばれた。

* 賞味期限：製品を製造してから消費者に販売が許可される期限

** 消費期限：表示された保管条件で消費しても安全に異常がない期限

一方、「高カフェイン飲料関連の子供の食生活安全管理の強化」をテーマに開催された第 1 回オープンフォーラムの提案である、▲高カフェイン飲料の消費者教育・広報、▲製造・販売段階カフェイン低減化と関連して、子供・青少年など対象別オーダーメイド型コンテンツを開発して、教育省とコラボレーションを通じた教育普及など多様な教育・広報を推

進しており、カフェイン低減化製品がたくさん開発されるように、海外の事例を分析して業界の自発的な参加も奨励する予定である。

3. 非公開 SNS 活用組織的虚偽、誇大広告業者の点検結果を発表

サイバー調査団 2020-06-23

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44335

食品医薬品安全処は、カカオストーリーなど非公開 SNS チャンネルを通じて偽体験記を含む不当広告を制作・配布した企業 13 ヶ所（流通専門販売業 7 ヶ所、通信販売業など 6 ヶ所）を摘発し、行政処分と告発措置した。また、食品製造加工業の登録せずにダイエット標榜製品を製造・納品した業者 1 ヶ所も一緒に摘発及び告発措置し、その製品は差し押さえ・廃棄した。

* 流通専門販売業：食品や食品添加物を自ら製造・加工せず食品製造・加工業者又は食品添加物の製造者に依頼して製造・加工した食品又は食品添加物を自分の商標で流通・販売する営業

調査の結果、今回摘発された業者は、既存フェイスブック・インスタグラムなどに広告する方式とは異なり、カカオストーリー・ネイバーバンドなどに友だち追加で特定対象者にだけ虚偽・誇大広告をしてきたことが確認された。また、取り締まりを避けるために監視が活発な平日昼時間帯を巧妙に避け、夜や週末・祝日に虚偽・誇大広告を集中的に流布するなどの手法を使っていた。

不当広告の主な内容は、▲偽体験記の利用、原材料の効能・効果を標榜してダイエットに役立つなど、消費者を欺瞞する広告（13 件）、▲紅麴などが高血圧・糖尿病・高脂血症に役立つなどの病気予防・治療効果の広告（3 件）、▲むくみ除去など事実と違う内容の虚偽・誇大広告（2 件）など。

特に摘発された業者のうち 4 ヶ所は、同じ場所や近隣地域に事業所を構えてダイエット・むくみ関連製品を企画・開発してきた。特にこれらが企画した製品中には、食品製造加工業の登録をしていない無登録業者農業会社法人が不法製造した 12 の製品を確認し、現場で全量差し押さえ・廃棄措置したものもある。また、虚偽誇大広告を密かに共有して、自分たちが運営しているチャンネルまたはアカウントに他の業者の製品までアップロードさせる方法で販売手数料（約 20%）を得ていた。

4. 子供嗜好食品フランチャイズ店でも栄養表示の拡大推進

食生活栄養安全政策課 2020-06-19

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44326

食品医薬品安全処は、子供嗜好食品調理・販売店中店舗数 50 以上のフランチャイズ店舗でも栄養成分とアレルギー誘発原材料表示を義務化するように「子供食生活安全管理特別法」施行令改正案を、6 月 19 日に立法予告する。

これまで、消費者の知る権利を満たす健康的な食生活管理のために、100 以上の店舗を持

つ大型フランチャイズは栄養成分とアレルギー誘発原料を使用した製品に該当成分を表示してきた。

* 栄養成分：カロリー、タンパク質、飽和脂肪、糖類、ナトリウムなど 5 種

** アレルギー誘発原料：卵類（家禽のみ）、牛乳、ピーナッツ、小麦、えびなど 22 種

5. 食薬処、子供の食生活文化の改善を支援

食生活栄養安全政策課/食中毒予防課 2020-06-19

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44325

食品医薬品安全処は、最近、保育園・幼稚園の登園が増えており、適切な子供の食生活文化拡散のためのマニュアルを配布するなど、子供の給食で生活防疫が実践されるように積極的に支援に乗り出すと明らかにした。

食薬処は、9日、国務総理主催の「第21回食品安全政策委員会」で感染症拡散防止のために、政府による韓国民の食事文化の改善を推進すると報告した。まず、全国の225の子供給食管理支援センターを通じて、小規模保育園・幼稚園の給食施設の衛生・安全点検を実施して生活防疫教育を実施するなど現場支援を実施する予定である。ただし、COVID-19で現場支援が不可能な場合は、オンライン教育などで代替して状況が好転するようオンサイトサポートを実施する。また、生活の中で距離をおくことを給食文化で継続できるように教師、調理従事者、保護者など対象別給食安全規則と実践方法を入れたマニュアルを製作して、子供給食管理支援センターを通じて、全国の保育園、幼稚園に配布する予定である。

* 効果的な現場支援のために生活防疫チェックリストと教育コンテンツを追加開発中

対象別給食安全規則主要内容

(院長) 出入者の発熱チェック、出退勤管理、定期的教育の実施など

(教師) 手洗い、一人で食べ物を食べること、食事後マスク着用指導など

(調理師) 清潔な服装、マスク着用、調理中の対話禁止、調理器具の消毒など

(親) 公務外の施設出入りの最小化、個人食器の使用協力など

(子供) 手洗い、友達と距離をおく、マスク着用、食事中の会話禁止など

6. 家庭簡便食など多消費食品取扱店の点検結果

食品安全管理課 2020-06-16

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44312

食品医薬品安全処は、最近、COVID-19の感染拡大で非対面形の消費が増加しているため、4月から全国17の市・道とともに家庭簡便食製造・販売業者、配達専門店、無人カフェ・コンビニなど食品取扱店の合計1,988ヶ所を点検して、食品衛生法に違反した38ヶ所を摘発した。主な違反は、▲健康診断の未実施(15ヶ所)、▲衛生不良(9ヶ所)、▲施設基準違反(5ヶ所)、▲流通期限経過製品の保管及び使用(3ヶ所)、▲保管基準違反(2ヶ所)、▲衛生教育未履修などの違反(4ヶ所)など。

また食薬処は、衛生・安全管理が特に要求される離乳食、患者用栄養食など特殊用途食品を製造する業者合計 501 ヶ所を点検した結果、違反業者 6 ヶ所を摘発して行政処分などの措置をした。主な違反は、▲品質自主検査の未実施（2 ヶ所）、▲営業事項変更未申告（2 ヶ所）、▲健康診断の未実施（1 ヶ所）、▲作業日誌の未作成（1 ヶ所）など。

7. 「共に食品安全、健康な大韓民国」

食品安全政策課 2020-06-12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44297

食品医薬品安全処は、第 19 回食品安全の日記念式を「共に食品安全、健康な大韓民国」をテーマに 6 月 12 日開催する。

食薬処は、食品安全の重要性を呼び覚まして国民的共感拡散のために 5 月 14 日を「食品安全の日」と指定して運営している。食薬処長は、この日の記念式で「健康な人生を享受するにあたって、食品安全の重要性に対する国民認識が持続し広がるように努力する。」として、「食品の生産・流通などすべての段階で、皆が、自らが担う役割に最善を尽くすよう頼む。」と述べた。同時に、新薬処は、COVID-19 危機を克服して、次のコロナ時代に備えることができるように食品従事者マスク着用、飲食店は手消毒装置完備、食事は個別に盛るなど新しい食品安全管理環境醸成のための制度改善などを推進している。

8. 目玉形ゼリーなど 「販売してはいけません！」

食生活栄養安全政策課 2020-06-11

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44287

食品医薬品安全処は、最近、インターネットショッピングモールを通じて目玉形など嫌悪感を与えるゼリーなどを国内に持ち込む事例があり、これに対して取り締まりを実施して積極的に広報する。

人の頭・目など人体の特定の部位の形状で嫌悪感を与えるものや、お金・花札など射幸心を助長する絵柄・フレーズがある子供嗜好食品（以下、「情緒阻害食品」）は、製造・輸入・販売などが禁止されている。

* 根拠法：「子供の食生活安全管理特別法」第 9 条

食薬処は、5 月 20 日から 6 月 17 日までに文具店、コンビニなど子供食品安全保護区内の調理・販売店を対象に、子供情緒阻害食品販売の有無を集中的に取り締まっている。

* 子供食品安全保護区：学校と該当学校境界線から直線距離 200 メートル範囲内の区域

また、情緒阻害食品の、▲輸入販売禁止事項、▲商品の種類、▲指導・点検現況、▲消費者申告要領などを含む広報物を製作して全国地方自治体に配布する予定である。

9. 食薬処、輸入食品販売業者への非対面指導・点検

輸入流通安全課 2020-06-10

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44283

食品医薬品安全処は、COVID-19 感染拡大防止のため対面接触を最小限にしようと、今月 10 日から 7 月 31 日まで 90 の輸入食品販売業者に対する指導・点検を非対面方式で試験運用する。これまでの指導・点検では企業を直接訪問していたが、今回は全体の 30 の点検項目のうち 22 については、営業者が書類を提出して食薬処が評価し、残りの項目は営業者自ら現場点検した結果を提出させて検討する。このため、点検対象業者は、輸入申告確認書と取引明細書等の関連書類と自己点検表を管轄地方食薬庁に提出しなければならず、提出書類が不十分な場合や連絡が取れないなど現場確認が避けられない業者は、現場点検を実施する予定である。

食薬処は、輸入食品の販売店非対面指導・点検を試験運用した後、不備や問題などを補って拡大運営する計画である。

10. バジル、輸入者が自ら安全性を証明すれば輸入可能

輸入検査管理課 2020-06-18

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44319

食品医薬品安全処は、タイから輸入されるバジルについて輸入者が残留農薬検査など安全性を立証すれば国内に持ちこむことができる「検査命令」を 25 日から施行する。今回の検査命令は、タイ産バジルで残留農薬不適合が繰り返し発生したため輸入者の安全管理義務を強化した措置である。

11. 残留農薬基準を超える輸入山椒の回収措置

輸入流通安全課 2020-06-12

https://www.mfds.go.kr/brd/m_99/view.do?seq=44301

食品医薬品安全処は、中国産「山椒」から残留農薬（イミダクロプリド）が基準値（0.05 mg/kg）を超過検出（0.10 mg/kg）されたため、該当製品を販売中断して回収措置を行う。

● シンガポール食品庁（SFA : Singapore Food Agency） <https://www.sfa.gov.sg/>

1. 二酸化硫黄の濃度超過のため冬瓜細切りの回収

Recall of winter melon strips due to excessive levels of sulphur dioxide

29 June 2020

<https://www.sfa.gov.sg/docs/default-source/default-document-library/recall-of-winter-melon-strips-due-to-excessive-levels-of-sulphur-dioxide.pdf>

SFA はマレーシア産の冬瓜細切りサンプルに最大基準値超過の二酸化硫黄（アレルギー）を検出した。7つの輸入業者に指導し、現在リコール中である。製品写真あり。

-
- シンガポール保健科学庁（HSA : Health Science Authority）

<http://www.hsa.gov.sg/publish/hsaportal/en/home.html>

1. HSA 警告

- オンラインで販売されている「Serifa Beauty Solidmolid」と「LKS Coffee」に禁止物質が含まれ有害影響を与える

HSA Alert: 'Serifa Beauty Solidmolid' and 'LKS Coffee' Sold Online Found to Contain Banned Substance, Causing Adverse Effects

29 JUNE 2020

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/press-release/hsa-alert-'serifa-beauty-solidmolid'-and-'lks-coffee'-sold-online-found-to-contain-banned-substance-causing-adverse-effects>

ダイエット用として販売されていた製品。シブトラミンを検出。製品の写真は添付 PDF ファイルに掲載。

- 「Clinic K」と「RO Slim Booster」には禁止物質、「Rozell Detox」には強力な下剤が検出された

HSA Alert: 'Clinic K' and 'RO Slim Booster' Found to Contain Banned Substance, 'Rozell Detox' Detected with Potent Laxative

22 Jun 2020

<https://www.hsa.gov.sg/announcements/press-release/hsa-alert-clinick-roslimbooster-rozelldetox>

減量用として販売されていた製品。シブトラミンとセンノシドを検出。製品の写真は添付 PDF ファイルに掲載。

-
- インド食品安全基準局（FSSAI : Food Safety & Standards Authority of India）

<http://www.fssai.gov.in>

1. メディアコーナー

- コロナウイルス : FSSAI は免疫強化のための植物ベースの食品を推奨するよう求められる

Coronavirus: FSSAI urged to promote plant-based food as immunity builder

22-06-2020

https://fssai.gov.in/upload/media/FSSAI_News_Covid_TOI_23_06_2020.pdf

FSSAI が肉店や屠殺場に食品衛生と安全ガイドラインを発表したのを受けて、インド動物愛護協会が FSSAI に植物ベースの食品を勧めるよう求めた。

● **きちんと包装されていない食用油の販売禁止は異物混入をチェックできる：SEA**

Ban on sale of loose edible oils can check adulteration: SEA

22 JUNE 2020

https://fssai.gov.in/upload/media/FSSAI_News_Edible_Outlook_23_06_2020.pdf

マスタードオイルの異物混入問題を受けて政府の委員会が調査することになり、業界団体は、この国の異物混入の脅威に対応するには、きちんと包装されていない（ルースな）食用油の販売を禁止することだけが解決法だと言う。インド溶媒抽出業協会（SEA）会長 Atul Chaturvedi は「ルースオイルの販売はインドでは公式にはもう何年も前から禁止されている。しかし法が執行されたことはない。」と述べている。履行しない理由は貧しい人に悪影響があるからだと言っている。

● その他

食品安全関係情報（食品安全委員会）から

（食品安全情報では取り上げていない、食品安全関係情報に記載されている情報をお知らせします。）

- スペインカタルーニャ州食品安全機関(ACSA)、カタルーニャ州におけるトータルダイエットスタディ 2017 年 報告書でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフラン類(PCDD/F)の状況を公表

EurekAlert

- 作物への抗生物質使用がこれまで考えられていたより多いことを新しい研究が明らかにする

New study reveals use of antibiotics on crops is more widespread than previously thought

22-JUN-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-06/c-nsr061720.php

CABI Agriculture and Bioscience に発表された論文では、年に 63 トンのストレプトマイシンと 7 トンのテトラサイクリンが東南アジアでコメに散布されていると推定している。作物アドバイザーが相当な割合で、昆虫の害に効果のない抗生物質を勧めている。量は医療用や動物用に比べると少ない。またアメリカ、地中海東岸、東南アジア、環太平洋諸国では作物栽培に 11 の抗生物質が(しばしば混合して)勧められていることを確認している。

逆にアフリカではその記録がない。

- 飼料添加物が乳牛の腸からのメタン排出を減らす

Feed additive reduces enteric methane emissions in dairy cows

24-JUN-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-06/e-far062420.php

3-ニトロオキシプロパノール(3-NOP)を配合飼料に 1kg あたり 40 から 200 mg 加えた場合メタン排出が 22~40%減少したという実験結果が *Journal of Dairy Science* に発表された

- がん研究が如何にして化学物質が複雑な細胞の突然変異を起こすかを示す

Cancer study shows how chemicals cause complex cell mutations

24-JUN-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-06/uoecss062320.php

がん細胞につながる突然変異の特定の組み合わせを同定した。Nature に発表。

*Pervasive lesion segregation shapes cancer genome evolution

<https://www.nature.com/articles/s41586-020-2435-1>

- 調査：MS 患者に代替医療が広がっている

Survey: Alternative medicine is widespread among people with MS

25-JUN-2020

https://www.eurekalert.org/pub_releases/2020-06/ohs-sam062520.php

2018 年にオレゴンとサウスウエストワシントンで行った 1,000 人以上の多発性硬化症 (MS) 患者の調査で、圧倒的多数が補完代替医療を使用しており、多くが大麻を併用していることを発見した。 *Multiple Sclerosis and Related Disorders* に発表された。

- ・ 81%がビタミンやミネラルやハーブなどのダイエタリーサプリメントを使っている
- ・ 20 年前の同様の調査では 65%だったので増加している
- ・ 39%がマインドフルネスやマッサージを利用している、以前の調査では 14%
- ・ 81%が症状の管理目的で運動を利用している、2001 年は 67%
- ・ 大麻の使用は約 30% (注：連邦法では大麻は違法であるが、投票によりオレゴン州とワシントン州では合法化された)

以上

食品化学物質情報

連絡先：安全情報部第三室